

(別表)

志賀町老朽危険空き家等危険度判定基準表

| |
|---------|
| 【申請者住所】 |
| 【申請者氏名】 |

| 判定区分 | 判定項目 | 判定内容 | 評点 | 最高評点 | |
|-----------------------------|-------------------|-----------|---|------|-----|
| 1 | 構造一般の程度 | 基礎 | (1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | 10 | 20 |
| | | | (2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | 20 | |
| 2 | 構造の腐朽又は破損の程度 | 基礎、土台、柱、梁 | (1) 柱が傾斜している(1/60未満程度)もの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 25 | 100 |
| | | | (2) 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しい(1/60以上程度)もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50 | |
| | | | (3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 100 | |
| | | 外壁 | (1) 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により下地の露出しているもの | 15 | |
| | | | (2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | 25 | |
| | | 屋根 | (1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又は外れがあり、雨もりのあるもの | 15 | |
| | | | (2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの | 25 | |
| | | | (3) 屋根が著しく変形したもの | 50 | |
| | | 3 | 防火上または避難上の構造の程度 | 外壁 | |
| (2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの | 20 | | | | |
| 屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | | 10 | | |
| 4 | 排水設備 | 雨水 | 雨樋がないもの | 10 | 10 |

備考

- 空き家が倒壊した際に、道及び隣家に干渉し得る建物（建物の高さ<接地する道及び建物との距離）であること。これを満たさない建築物は対象にならない。
- 判定項目について該当する判定内容が2つ以上ある場合においては、判定項目の各評点のうち最も高い評点を選択する。
- 評点が60点以上になる場合は老朽危険空き家等と認定する。

| | |
|----|---|
| 合計 | 点 |
|----|---|